資料３

３　生産緑地制度について

都市農地の位置付け

≪これまで≫

将来的に市街化すべきもの

→

都市農業振興基本法の制定
【背景】
・都市農地に対する評価の高まり
・都市農地の適正な保全

→

≪現在≫

都市にあるべきもの

生産緑地関連法の改正

生産緑地の面積要件緩和
自治体が定める条例により下限面積の引き下げが可能（500㎡→300㎡）

特定生産緑地制度の創設
30年を経過した生産緑地は、特定生産緑地の指定により保全期間を10年延長し、税制優遇が継続

生産緑地内の建築制限の緩和
設置許可の対象施設に、直売所、加工施設および農家レストランを追加

田園住居地域を新たに創設
地域特性に応じた建築規制などに向け、用途地域に新たな類型を創設

区の取組

- 生産緑地の下限面積を300㎡とするため、条例の制定を検討
- 都市農地保全推進自治体協議会を通じて、貸借していた農地への相続税納税猶予制度の適用を関係省庁へ要望
- 農産物のブランド化や「農の学校」における担い手の育成など、都市農業の振興に向けた施策を展開
- 地域住民の理解を深めるため、都市農地の役割や必要性を広く発信

⇒　これらの取組みを積極的に推進し、都市農地の保全を図る